

○重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年10月16日

告示第56号

改正 平成20年7月15日告示第42号

平成24年4月24日告示第9号

平成25年3月29日告示第122号

平成26年3月26日告示第134号

平成27年4月28日告示第14号

平成28年3月28日告示第111号

平成28年3月31日告示第145号

平成31年3月19日告示第133号

令和3年3月31日告示第301号

令和4年3月14日告示第174号

令和6年8月27日告示第45号

令和7年3月31日告示第142号

令和7年9月9日告示第42号

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき、重度障害者、法第4条第2項に定める障害児(以下これらを「障害者」という。)及び同条第1項に定める難病患者等(以下「難病患者等」という。)に対し、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定め

る日常生活上の便宜を図るための用具(平成18年厚生労働省告示第529号)に定めるところによるものを含む日常生活用具(以下「用具」という。)の給付若しくは貸与、又は居宅生活動作補助用具の購入費若しくは住宅改修費の給付(以下これらを「用具の給付等」という。)日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者等)

第2条 用具の給付等の対象となる種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる障害者及び難病患者等とする。

- 2 既に用具の給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。
- 3 当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合、又は操作機能の改善を伴う新たな機器の方が障害者及び難病患者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することが可能であるものとする。
- 4 用具の貸与の対象者は、第1項に掲げる対象者でその属する世帯が前年分市民税非課税世帯であるものとする。

(給付等の申請)

第3条 用具の給付等を希望する対象者又はその保護者は、日常生活用具給付等申請書(様式第1号)又は住宅改修費給付申請書(様式第2号)を提出するものとする。

- 2 前項の規定のうち、日常生活用具の給付等の申請に当たっては、オンライン(インターネットに接続された端末を利用して申請を行う方法をいう。)で行うことができるものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項の申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書(様式第3号)を作成する。

- 4 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下これらを「住宅改修費」という。)の給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付することとする。
- 5 呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害者であって、ネブライザー、電気式たん吸引器又は吸入器付吸引器が必要と認められる者に該当し、対象となる日常生活用具の種目の給付を受けようとする者は、初回申請時に障害児(者)日常生活用具給付意見書(様式第7号)を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 6 対象者が難病患者等の場合には、初回申請時に医師の診断書等を提出しなければならない。
- 7 点字図書の給付希望者は、点字図書給付対象出版施設(以下「点字出版施設」という。)が発行する点字図書発行証明書(以下「証明書」という。)を添付するものとする。

(給付等の決定)

第4条 福祉事務所長は、申請書の内容を審査のうえ、用具の給付等を行うかどうか決定する。

- 2 福祉事務所長は、給付等の決定を行うとき、必要に応じ身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長又は児童相談所長の意見を聞くことができるものとする。
- 3 福祉事務所長は、用具の給付等を行うことを決定したときには、決定通知書(様式第4号)及び給付券(様式第5号)を、その申請を却下することを決定したときには却下決定通知書(様式第6号)をそれぞれ申請者に交付するものとする。
- 4 用具の給付を受けた者が負担する額は、用具の金額(用具の金額が別表の基準金額を超えた場合はその基準金額)に対する利用者負担金を事業所に支払うものとする。
- 5 前項の利用者負担金は、法に定める補装具費の利用者負担金及び利用者負担上限月額を適用する。ただし、点字図書の利用者負担金は、点字翻訳する前の一般図書の購入価格相当額とする。なお、障害福祉サービスと補装具費との合算には含まないものとする。
- 6 住宅改修費の給付を決定した場合には、給付対象者に対して本制度の趣旨・給付の条件等を十分説明し、改修工事が完了したときには申請内容どおり行なわれたかどうか確認を行う。

7 点字図書については、申請の内容を審査し、給付が適当と認めるときは、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(用具の支給手順)

第5条 決定通知書の交付を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「給付対象障害者等」)は、用具業者に給付券を提示し、用具を受領するものとする。

2 給付対象障害者等は、用具の引渡しを受けた場合は、用具業者に給付券に記載されている利用者負担額を支払うものとする。

3 用具業者は、前条第4項に定めた利用者負担金の額を差し引いた額を市長に請求するものとする。その際、利用者負担金を領収したことを証する書類を添付することとする。

4 居宅生活動作補助用具の購入費及び住宅改修費の給付については、「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」(平成12年3月31日障第268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)の住宅改修費給付事業実施要綱によるものとする。

5 点字図書については、申請者が証明書に利用者負担金を添えて点字出版施設に申込み、点字図書の給付を受けるものとする。なお、福祉事務所長は点字出版施設からの請求に基づき、点字図書購入価格相当額から利用者負担金を控除した額を支払うものとする。

6 用具を貸与する場合の用具の引渡し又は引取りは、当該用具を使用する対象者の居住地において行うものとする。ただし、用具の貸与の期間は、貸与を受けた対象者が障害者施設等へ入所すること、その他の事情により用具を必要としなくなるまでの間とする。

7 用具の貸与は無償で行うものとする。

(用具の管理)

第6条 用具の給付等を受けた者は、当該用具の給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 用具の貸与を受けた者は、用具の一部又は全部をき損又は滅失した場合には、直ちに福祉事務所長にその状況を報告し、その指示に従わなければならないものとする。

- 3 用具の貸与を受けた者は、用具を使用する対象者が当該用具を必要としなくなったときは、速やかに福祉事務所長に申し出なければならないものとする。
- 4 第1項及び第2項に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。
- 5 排せつ管理支援用具の給付を受けた者が、死亡又は転出等により、当該用具の給付が不要になった場合は、使用した月のみの給付とする。
(支給台帳の整備)

第7条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため「日常生活用具費等給付・貸与台帳」を整備しておくものとする。

(委託業者の申請等)

第8条 日常生活用具の給付事業の委託を受けたい事業者は、営業経歴書、登記簿謄本、納税証明書、決算書、営業資格関係書類及び代理店証明を付して、委託契約申請を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出書類のうち納税証明書については、直近法人市民税の納税自治体が勝山市以外の場合に限るものとする。
- 3 福祉事務所長は、前項の申請が適当と認められる場合は、当該事業者との間で日常生活用具の給付にかかる委託契約を締結する。この場合において、委託契約期間は、申請を受けた年度の最終日までとする。
- 4 この契約期間満了前1か月前までに市長又は登録事業者から何らかの意思表示が行われなときは、契約期間満了の翌日において向こう1か年間順次登録を更新したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(一部基準の継続)

- 2 平成18年9月30日までに、身体障害者福祉法に基づく日常生活用具又は補装具の対象品目の給付を受けた場合は、既に給付された日常生活用具等の耐用年数等を継続して適用するものとする。

(65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例)

- 3 平成18年度及び平成19年度については、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第107号)の65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例に該当する者は、市民税非課税として取り扱う。

附 則(平成20年7月15日告示第42号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則(平成24年4月24日告示第9号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年3月31日までにされた申請に基づく第4条に規定する利用者負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日告示第122号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第134号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月28日告示第14号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に第4条の規定により給付が決定した者に対する当該用具の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月28日告示第111号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第145号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日告示第133号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第301号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日告示第174号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年8月27日告示第45号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第142号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月9日告示第42号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数基準 金額
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等は寝たきり状態にある者	腕又は脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則 として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個	8年 154,000円

		別に調整できる機能を有するもの	
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等は寝たきり状態にある者	じょくそうの防止若しくは失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年 19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等は自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年 67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年 82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 難病患者等は寝たきりの状態にある者	介護者が障害者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年 15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 難病患者等は下肢又は体幹機能障害の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年 159,000円
訓練いす (障害児のみ)	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上の者	原則として附属のテーブルをつける。	5年 33,100円
訓練用ベッド (障害児、難病患者等のみ)	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者 難病患者等は下肢又は体幹機能障害の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年 154,000円

自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等であ って、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持又は浴槽への入水等 を補助でき、障害者、難病患者等又は介助者が 容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり 住宅改修を伴うものを除く。	8年 90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等は常時介護を要する者	障害者、難病患者等が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)。ただし、取 替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 4,450円 5,400円(便器 に手すりをつ けた場合)
	T字状・棒状の つえ	下肢又は体幹機能障害2級以上	・木材 ・軽金属	3年 2,310円 3,150円 夜光材付 410円増し 全面夜光材付 1,200円増し 外装ラッカー 使用(白・黄色) 260円増し
	移動・移乗支援	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者又は難	おおむね次のような性能を有する手すり、スロ	8年

用具	病患者等であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者	ープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助又は段差解消等の用具	60,000円
頭部防護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)・精神障害者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3年
		A スポンジ・革が主材料	A 15,200円
		B スポンジ、革、プラスチックが主材料	B 36,750円
特殊便器	上肢障害2級以上 難病患者等は上肢機能障害の者	足踏みペダル等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 151,200円
火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年 15,500円
自動消火器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又は難病患者等のみの世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年 28,700円

		世帯及びこれに準ずる世帯)		
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年 41,000円
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年 7,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音・声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年 87,400円
在宅療養 等支援用 具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	5年 51,500円
	非常用電源装置	腎臓機能障害3級以上又は呼吸器機能障害3級以上(生命及び身体の維持に必要な透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器等を使用している者に限る。)及び医療的ケア児等又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 難病患者等は腎臓機能又は呼吸器機能に障害のある者	使用している医療機器に接続及び動作させることができるものであって、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年 100,000円
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 難病患者等は呼吸器機能に障害のある者	障害者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	5年 36,000円

	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 難病患者等は呼吸器機能に障害のある者	障害者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	5年 56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年 17,000円
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年 9,000円
	盲人用体重計・血圧計(健康・体調管理支援用具)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年 18,000円 ただし、音声式血圧計 10,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)(難病患者等のみ)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年 157,500円
情報・意思疎通支援	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年 98,800円

用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害(原則として、地デジ対応ラジオは視覚障害2級以上の身体障害者のみ)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト及び地デジ対応ラジオ	5年 100,000円 ただし、地デジ対応ラジオ 29,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として、視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者又は視覚障害2級以上の身体障害者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年 383,500円
	点字器	視覚障害者	(標準型) A 32マス18行、両面書、真鍮板製 B 32マス18行、両面書、プラスチック製(携帯用) A 32マス4行、片面書、アルミニウム製 B 32マス12行、片面書、プラスチック製	(標準型) 7年 A 10,400円 B 6,600円 (携帯用) 5年 A 7,200円 B 1,650円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人の就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年 63,100円
	視覚障害者用	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年

ポータブルテープレコーダー			録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年 99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年 198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年 触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年 71,000円
聴覚障害者用	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並	6年

情報受信装置	が可能になる者	びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円
人工咽頭	咽頭摘出者	(笛式)呼気によりゴム等の鼓膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの5,000円 (電動式)顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年 (笛式) 5,000円 (電動式) 70,100円
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として、2級以上)であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	— 0円
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	— 0円

	視覚障害者用 ワードプロセ ッサー (共同利用)	視覚障害者	編集、校正機能をもち、日本点字表記法に基づ き、入力した文章を自動的に点字変換が可能で 点字プリンターとの連動により点字文書の作 成及び音声化ができるもの	— 0円
	点字図書	視覚障害者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図 書(年間6タイトル又は24巻までを限度とする。 ただし、辞書等一括して購入しなければならない ものを除く。)	点字図書の購 入価格相当
	人工内耳用電 池	聴覚障害の手帳をお持ちの方で人工内耳を使用し ている者	空気電池ろ専用充電池の併給はできない A 空気電池 B 専用充電池	1ヶ月 A 2,500円 A 4ヶ月分ま とめて申請可 1年 B 15,000円
排せつ管 理支援用 具	ストーマ装具	ストーマ造設者 高度の排便機能障害、脳原生運動機能障害かつ意 思表示困難者 高度の排尿機能障害者	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガ ーゼ等衛生用品)	6ヶ月 蓄便袋 8,858円 蓄尿袋 11,639円 紙おむつ

				12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの。ラテックス製又はゴム製 A 普通型(男女別) B 簡易型(男女別)	1年 (男性用) A 7,700円 B 5,700円 (女性用) A 8,500円 B 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) 難病患者等は下肢又は体幹機能障害のある者	障害者又は難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	— 200,000円

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 基準金額に消費税は含まない。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

日常生活用具給付等申請書

勝山市福祉事務所長

(申請者)

住 所

氏 名

個人番号

(対象者との続柄)

電 話

—

次のとおり日常生活用具の給付等の申請をいたします。

日常生活用具の支給等の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、紹介、閲覧することを承諾します。

対 象 者	住 所	勝山市				
	氏 名		フリガナ			
	個人番号					
	生年月日	年	月	日	電 話	
障害者手帳	手帳番号	第	号	交付年月日	年 月 日	
	障害種別	機能障害		障害等級	種 級	
給付・修理・貸与を受ける日常生活用具名				修理の部位		
判定予定日	年 月 日					
希望する 用具業者	名 称					
	所在地					
	電 話				F A X	
該当する区分						
備 考						

様式第2号（第3条関係）

住宅改修費給付申請書		年 月 日
勝山市福祉事務所長		
(申請者)		
住 所		
氏 名		
個人番号		
電 話		
(対象者との続柄)		
<p>次のとおり住宅改修費の給付の申請をいたします。</p> <p>住宅改修費の給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、紹介、閲覧することを承諾します。</p>		
対 象 者	住 所	
	氏 名	フリガナ
	個人番号	
	生年月日	年 月 日
障 害 者 手 帳	手帳番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
	障害種別	障害等級
住 宅 改 修 の 内 容		
判 定 予 定 日	年 月 日	
希 望 す る 改 修 業 者	名 称	
	所在地	
	電 話	F A X
該 当 す る 区 分		
備 考		

※工事図面、改修工事見積書を添付してください。

様式第3号(第3条関係)

調 査 書

申請書受理番号 及び申請年月日		第 年 月 日		申請者 氏 名	
対 象 者	住 所				
	氏 名			フリガナ	
	生年月日		年 月 日		電話
世 帯 員 の 状 況	氏 名	年齢	対象者との 続柄	課 税 状 況 課 税 区 分	市 民 税 割 備 考
世帯区分					
基 準 額		見 積 額		利用者負担額	
円		円		円	
用 具 名	基 準 額	見 積 額	利用者負担	公費負担	
合 計					
上記のとおり確認しました。					
年 月 日					
調査者 _____					

様式第4号（第4条関係）

第 号 年 月 日
日常生活用具給付決定通知書
様
勝山市福祉事務所長 ㊟
標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所			
	氏名		フリガナ	
	生年月日	年 月 日	電話	
給付番号			給付決定日	年 月 日
決定内容				
日常生活用具業者	名称			
	所在地			
	電話			

基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円

備考

様式第5号（第4条関係）

日常生活用具支給券

支給番号		支給決定日	年 月 日
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
保護者氏名		続 柄	
日常生活用具等の名称		修理部位	
日常生活用具等業者名	名 称		
	所在地		
	電 話		

基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額		
円	円	円	円		
上記のとおり決定する。 年 月 日					
勝山市福祉事務所長					
受 領	受 領 年月日	年 月 日	受領者 氏 名	本人と の関係	

却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

勝山市福祉事務所長

年 月 日に申請された日常生活用具の支給申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、勝山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、勝山市を被告として（訴訟において勝山市を代表する者は勝山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

勝山市 課 住所

電話番号 0779-88-1111（内線 番）

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第3条関係)